

「地方の創生・活性化に 関連する事業」

～テーマ1 計画に基づく交付金等～

平成26年11月14日

行政改革推進本部事務局

説明資料

地域再生計画について

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組である地域再生計画を支援。

地方公共団体

国(内閣総理大臣)

策定

認定

地域再生計画 (1,692件)

- 計画の認定を受けた地方公共団体は、当該計画に記載した事業の実施に当たり、補助金等の支援措置を受けることが可能
- 計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数

進捗状況を検証できる仕組みが必要

地域再生の推進のための施設整備に必要な経費
(地域再生基盤強化交付金)

地域再生計画に基づき、公共施設（道、污水处理施設、港）について、省庁の所管を超える一体的な整備を支援。

計画に記載された目標の例
(中間目標が置かれていない)

◎ 観光客増を図ること。
(H20 267千人→H25 272千人)
△△市●●町の観光客数は、平成20年データで267千人である。
この地域再生計画により5年間で約2%増を目指す。

総合特別区域計画について

総合特別区域計画に基づく、地域の戦略的・先駆的な取組を総合的に支援。

地方公共団体

国(内閣総理大臣)

策定

認定

総合特区推進調整費

各省の予算制度を活用した上で、なお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。

総合特別区域計画

- 規制の特例措置・支援措置を活用した事業の実施のための計画
- 計画の策定段階において中間目標が置かれていない計画が多数。



ただし、計画策定から1年後の評価の際には中間目標を設定。

平成25年度に調整費を活用して執行した12特区の執行額

全体執行額：2,919百万円
うち調整費執行額：2,796百万円

全体の約95.8%を調整費が占める